

駐車場賃貸借契約書

貸主 長野県庁生活協同組合を甲とし、借主 _____ を乙として駐車場賃貸借に関し、次の通り契約を締結する。

第1条 甲は _____ 駐車場の1区画を駐車場として賃貸することを約し、乙は本規定に従い賃借することを約定した。

第2条 駐車場の契約期間は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日より平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの12ヶ月間とする。甲、乙双方とも契約期間中に解約する場合は1ヶ月前までに相手に書面にて通知するものとする。
契約期間満了1ヶ月までに双方から特段の申し出ない場合は、自動的に1カ年間延長するものとする。以後も同様とする。

第3条 駐車場料金は月額 _____ 円也とし、乙は本契約以後毎月末日迄に当月分を甲の口座へ振込むものとする。尚振込料は乙の負担とする。
八十二銀行県庁内支店 普通預金No.2253
口座名義 長野県庁生活協同組合

第4条 月の途中に於ける契約の時は、その月の駐車料金は10日ごとの計算とし、月の途中に於ける解約については1ヶ月分を支払うものとする。

第5条 契約車輛は甲の指定する区画に指定する方法で駐車するものとする。

第6条 物価動向、租税公課の増減あるいは近隣の賃料等を勘案し、甲は乙の駐車料金を改訂することができる。

第7条 乙は本駐車場に係わる賃借権を第三者に譲渡、またはこれを転貸することはできない。

第8条 天災、地変、火災、盗難、その他事故などにより乙の車輛その他の物件に損害が生じても甲はその責任を一切負わないものとする。

第9条 乙またはその代理人、使用人、運転者、同乗者その他の故意または過失により甲の建造物、駐車中の車輛その他に損害を与えた場合は乙の責任においてその賠償をしなければならない。

第10条 甲は乙が本契約に違背した時は、催告を要さず直ちに本契約を解除することができる。

第11条 契約期間の満了、第4条の中途解約、あるいは本契約が失効した場合、乙は甲に対し名目の如何を問わず金品その他一切の要求をしないものとする。

第12条 本契約に定めない事項については甲、乙互譲の精神をもって協議決定するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所 長野市大字南長野幅下692-2
氏名 長野県庁生活協同組合

印

TEL 026-233-4071

乙 住所 _____

氏名 _____ 印

TEL (自宅) _____ 勤務先 _____

TEL _____

区画No. _____

車種 _____ 排気量 _____ 車輛No. _____